

提 案 理 由

先進国でも類を見ない人口減少、超高齢社会に直面する中、生涯を通じて輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」の実現は、府民共通の願いである。

自分らしい豊かな人生を全うする上で最も優先されるべきは本人の意思であり、「終活」やリビング・ウィル（事前指示書）への関心が高まっている。日ごろから医療・ケアの選択について事前に意思表示をしておくことが重要とされているが、認知機能の低下や重篤な病態等で意思表示できない状況では、医療やケアをする人々に自分の希望を伝えることが難しい状況である。

そのため、人生の最終段階に至るまでの医療・ケアについて、自分自身で前もって考え、家族・友人など信頼する人たちや医療・ケアに関わる専門職と、思いが変化するたび、繰り返し話し合い、その内容を記録として残し、共有する「人生会議」の取組や普及啓発が大切である。

本府が掲げる「いのち輝く未来社会」において、全世代がいのちについて深く考え、全ての府民がいのち輝く人生を送ることのできる大阪府をめざし、本条例を制定するもの。